特別養護老人ホーム　あい亀田港　利用料金表

A［介護保険］

（円/30日）

	介護保険単位					日数（1ヶ月）		介護職員処遇改善加算（3．3%）		介護保険負担割合	
	基本単位	サービス提供体制加算Ⅱ	看護体制加算（1）ロ	個別機能訓練加算							
要介護1	625	6	4	12	×	30日	×	1.033	＝	20,051	1割
										40,102	2割
要介護2	691									22,096	1割
										44,192	2割
要介護3	762									24,296	1割
										48,592	2割
要介護4	828									26,342	1割
										52,684	2割
要介護5	894									28,387	1割
										56,774	2割

☆入所日から30日以内の期間（入院後の再入所も同様）は30円/日（60円/日）　※平成27年8月から負担割合証に記載された割合

B［食費、住居費］

（円/30日）　（円/30日）

負担段階		対　象　者	食費	居住費	食費＋居住費		日数（1ヶ月）		合計	要介護5のときの一か月の利用料金のめやす	合計 A＋B	
負担限度額認定	第1段階	負担限度額認定証のある人（負担限度額認定証に記載された額）	300	820	1,120	×	30日	＝	33,600		61,987	1割
											90,374	2割
	第2段階		390	820	1,210				36,300		64,687	1割
											93,074	2割
	第3段階		650	1,310	1,960				58,800		87,187	1割
											115,574	2割
第4段階		負担限度額認定証のない人	1,380	1,970	3,350				100,500		128,887	1割
											157,274	2割

◇　利用料は、介護保険の1割負担（A）と食費・居住費（B）、日常生活費等です。
◇Bの項目は、預貯金、世帯の収入によって利用者負担段階が設定されます。利用者負担段階については市役所にお問い合わせください。